

事業概略書

事業名	障害者虐待の未然防止等に関する研究事業
事業目的	<p>本研究事業は、養護者による障害者虐待における養護者支援における多様な対応策の収集・整理を行うとともに、多くの自治体に対して養護者支援の取組をすすめる際の参考となるような情報提供を行うことを目的として実施した。</p> <p>また、法附則第2条に記載されている機関（「学校」、「保育所等」、「医療機関」、「官公署」。以下「附則第2条関係機関」という。）における障害者虐待が疑われる事例への防止や対応策を講じている事例の収集を通じて、他自治体にとって参考となるようなポイントや課題の整理等を行うことを目的として実施した。</p> <p>さらに、平成30年4月、厚生労働省から「児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について」の発出がなされた（平成30年4月27日、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）。同通知を受けて、本事業では、児童養護施設等の中でも障害児入所施設に入所する児童に焦点を当て、今後の取組方を検討することを目的に、当施設に入所する児童間で発生する問題等に関する実態把握を目的とした調査を実施した。</p>
事業概要	<p>(1) 養護者支援・附則第2条関係機関に関する取組</p> <p>①検討委員会の設置 学識経験者や自治体職員により構成される「障害者虐待の未然防止等に関する研究事」に係る検討委員会を設置し、養護者支援および附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事例への対応や防止を効果的に進めるための検討を行った。</p> <p>②養護者支援に関する調査：アンケート調査（750市区町村）、ヒアリング調査（6自治体）</p> <p>③附則第2条関係機関に関する調査：ヒアリング調査（5自治体、1機関）</p> <p>④報告書のとりまとめ</p> <p>(2) 障害児入所施設に入所する児童間で発生する問題等に関する取組：アンケート調査（全国の都道府県、政令市、児童相談所設置市（69））</p>
事業実施結果及び効果	<p>○市町村に対し、養護者支援や、附則第2条関係機関における障害者虐待に相当する事例を防止、対応するために参考になると考えられる情報提供を行ったことにより、市町村職員の虐待対応力の向上、養護者支援の促進、関係部署・機関との連携・協力等とともに、障害者虐待の未然防止に関する取組の普及に寄与できると考える。</p> <p>○今回、障害児入所施設に入所する児童間で発生する問題等に関して、初めて実態把握調査を行った。今回の結果は、今後、障害児入所施設に入所する児童間で発生する問題等に関する予防や対応策についての検討が始まる端緒となったと考える。</p>
事業主体	<p>郵便番号：160-0008</p> <p>所在地：東京都新宿区四谷三栄町15-8</p> <p>法人名：一般財団法人 日本総合研究所</p> <p>電話番号/E-MAIL：03-3351-7575 / taguchi@jri.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。